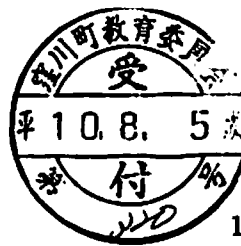


教育長	次長	課長	係



10教職第244号
平成10年8月4日



川町村（学校組合）教育長 様

教職員課長



人事委員会規則等の一部改正について（通知）

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）及び特殊勤務手当に関する運用通知（平成9年9高人委第194号）が下記のとおり改正されました。

なお、規則については、平成10年6月26日の県公報に掲載されています。つきましては、管内の小学校及び中学校への周知をお願いします。

記

1 一部改正の内容 規則

教員特殊業務手当（別表第2の4）

「日額2,100円」を「日額3,200円（被害が特に甚大な非常災害（人事委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）」に改める。

運用通知

別表第2関係の2項に、次の2号を加える。

- （1）「人事委員会が定める特に被害が甚大な非常災害」は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条の規定に基づく非常災害対策本部又は同法第28条の2の規定に基づく緊急災害対策本部が設置される災害とする。
- （2）「心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務」は、学校の管理下において行われる、学校の施設等に避難している児童生徒等の救援業務とする。

2 施行期日

公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

別表第2（第7条関係）公立学校職員の条例の適用を受ける職員の特殊勤務手当

4 非常災害時等の緊急業務、修学旅行、林間・臨海学校等における指導業務、対外運動競技等における指導業務、学校の管理下に行われる部活動の指導業務及び入学試験における監督等の業務に従事した職員の特殊勤務手当（教員特殊勤務手当）

支給の対象	区 分	金 額	要 件		
			週休日等	週休日等以外の土曜日又はこれに相当する日	その他の日
略	1 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	(1) 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 日額 3,200円 (被害が特に甚大な非常災害（人事委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額)	略	略	略
	(2) 略	略			
	(3) 略	略			
	2 略	略	略	略	略

新
新
旧
対
照

別表第2（第7条関係）公立学校職員の条例の適用を受ける職員の特殊勤務手当

4 非常災害時等の緊急業務、修学旅行、林間・臨海学校等における指導業務、対外運動競技等における指導業務、学校の管理下に行われる部活動の指導業務及び入学試験における監督等の業務に従事した職員の特殊勤務手当（教員特殊勤務手当）

支給の対象	区 分	金 額	要 件		
			週休日等	週休日等以外の土曜日又はこれに相当する日	その他の日
略	1 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	(1) 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 日額 2,100円	略	略	略
	(2) 略	略			
	(3) 略	略			
	2 略	略	略	略	略

表

旧

新

特殊勤務手当の運用について（通知）

別表第2（公立学校職員の条例の適用を受ける
職員の特殊勤務手当）関係

1 略

2 教員特殊業務手当（別表第2の4）における
次の各号に掲げる事項については、当該各号
に掲げるところによるものとする。

(1) 「非常災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、
洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自
然現象による災害又は大規模な火事若しく
は爆発、列車転覆若しくは船舶の沈没その
他その及ぼす被害の程度がこれらに類する
事故による災害をいう。

(2) 「緊急の防災若しくは復旧の業務」とは、
非常災害が急迫した状態において行うこれ
に備えての準備の業務又は災害直後の復旧
の業務で、その日において急ぎ処理するこ
とを必要とするものをいう。

(3) 「人事委員会が定める特に被害が甚大な
非常災害」は、災害対策基本法（昭和36年
法律第223号）第24条の規定に基づく非常
災害対策本部又は同法第28条の2の規定に
基づく緊急災害対策本部が設置される災害
とする。

(4) 「心身に著しい負担を与えると人事委員
会が認める業務」は、学校の管理下におい
て行われる、学校の施設等に避難している
児童生徒等の救援業務とする。

(5) }
(6) }
(7) }
(8) }
(9) }
(10) }
(11) }
(12) } 略
(13) }
(14) }
(15) }
(16) }
(17) }
(18) }

旧

特殊勤務手当の運用について（通知）

別表第2（公立学校職員の条例の適用を受ける
職員の特殊勤務手当）関係

1 略

2 教員特殊業務手当（別表第2の4）における
次の各号に掲げる事項については、当該各号
に掲げるところによるものとする。

(1) 「非常災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、
洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自
然現象による災害又は大規模な火事若しく
は爆発、列車転覆若しくは船舶の沈没その
その及ぼす被害の程度がこれらに類する事
故による災害をいう。

(2) 「緊急の防災若しくは復旧の業務」とは、
非常災害が急迫した状態において行うこれ
に備えての準備の業務又は災害直後の復旧
の業務で、その日において急ぎ処理するこ
とを必要とするものをいう。

(3)... }
(4)... }
(5)... }
(6)... }
(7)... }
(8)... }
(9)... }
(10)... } 略
(11)... }
(12)... }
(13)... }
(14)... }
(15)... }
(16)... }